

# 福岡 DX コミュニティ規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本コミュニティの名称を「福岡 DX コミュニティ（以下「コミュニティ」という）」とする（「福岡市 IoT コンソーシアム」から変更）。

### 第2条（目的）

AI、IoT および DX 関連事業者・大学・金融機関等によるオープンなコミュニティを構築し、センサーデータを活用した地域の課題解決の事例や知見を共有することにより、AI、IoT および DX 関連分野における新製品・サービスの創出を促進することで、持続可能で多様な人々が参加できる社会の実現を目指す。

### 第3条（事業）

コミュニティの事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 福岡市の IT 企業、ユーザー企業への AI、IoT および DX 関連の最新技術情報や事例紹介等の情報提供
- (2) AI、IoT および DX ベンチャーとベンチャーキャピタルや金融機関とのマッチング支援
- (3) 大手企業・ベンチャー企業間、ソフトウェア事業者・ハードウェア事業者間のマッチング支援
- (4) 福岡市 IoT 推進ラボの企画・運営
- (5) その他コミュニティの目的を達成するために必要な事業

### 第4条（構成）

コミュニティは、AI、IoT および DX に関連する研究開発を行う研究機関、AI、IoT および DX に関連する事業を行う企業、AI、IoT および DX スタートアップを支援するベンチャーキャピタルや金融機関、AI、IoT および DX に取組む地方自治体、任意団体や個人で、コミュニティの趣旨に賛同するものをもって構成する。

### 第5条（事務局）

コミュニティの事務局を、公益財団法人九州先端科学技術研究所（ISIT）および特定非営利活動法人 QUEST に置く。

なお、以下の住所をコミュニティの所在地とする。

〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜 2-1-22 公益財団法人九州先端科学技術研究所

2 事務局は、福岡市の協力を得て、コミュニティの庶務及びその他の事業を処理する。

## 第2章 会員等

## 第6条（会員）

コミュニティの会員は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員：コミュニティの趣旨に賛同する法人、団体
- (2) 個人会員：コミュニティの趣旨に賛同する個人

## 第7条（入会）

コミュニティの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 入会申込書については、書面のかわりに電子的な手段を用いることができるものとする。

## 第8条（会費）

会費は当面の間、無料とする。なお、コミュニティが実施する個別の活動に必要な経費（交通費等）は、その活動に参加する者が応分の負担を個々に行うものとする。

## 第9条（退会）

会員がコミュニティを退会しようとするときは、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものと見なす。

- (1) 団体会員として入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき
- (2) 個人会員として入会した個人が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき

## 第3章 役員等

### 第10条（役員）

コミュニティの役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

### 第11条（任期等）

役員の任期は特に定めない。

2 総会以外で退任するなど役員に欠員が生じたときは、退任する役員以外の役員が後任の役員を選任し、その任期を次回総会までとする。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、コミュニティを代表し、総会の運営を中心とする会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは総会においてあらかじめ定める順序により、その職務を代行する。

4 役員は、無報酬とする。

## 第4章 会議等

### 第12条（総会）

総会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。開催に関して、書面又は電子メールによる開催とする事ができる。

2 総会は、コミュニティの各年度の活動方針やコミュニティが実施する個別事業など、運営に関する基本的事項について審議し決定する。

3 総会は、次の事項を所掌する。

- (1) 会員の資格に関する事。
- (2) コミュニティの事業計画に関する事。
- (3) 第3条に掲げる事業の遂行に関する事。
- (4) 福岡市 IoT 推進ラボのワーキンググループの設置に関する事。
- (5) 本規約の改定に関する事。

### 第13条（ワーキンググループ）

第3条4項の福岡市 IoT 推進ラボの事業を推進するため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループの運営等に係る事項は、各ワーキンググループで自ら定めることができる。

## 第5章 補足

### 第14条（その他）

本規約に定めるもののほか、コミュニティの運営に必要な事項は、会員の意見を基に会長が定める。

## 附 則

この規約は、平成 28 年 11 月 29 日 から施行する(「福岡市 IoT コンソーシアム」設立)。

## 附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 24 日 から施行する(「福岡 DX コミュニティ」へ名称変更)。